

(その2)

議発第 号

令和 年 月 日

大河原町議会議長

殿

提出者

大河原町議会議員

賛成者

大河原町議会議員

(件 名)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

- (注) 1 (その1) 以外の機関意思決定の議案(会議規則、意見書、決議)
2 地方自治法第112条第2項は12分の1以上の賛成者を要する。
3 議案の提出権は、議員にあるので、議長名(又は委員長名)で議案を提出することはできない。

.....
.....に関する意見書.....

内 容

.....
.....
.....

(提出の理由)

.....
.....
.....
.....
.....